



深草徹の“ここがポイント”

改憲依存症



深草 徹

ある薬物を使うことが、他の何よりも優先される病的状態を、薬物依存症というそうです。そういう定義になれば、改憲を実現することが、他の何よりも優先される病的状態は、改憲依存症といってよいでしょう。自民党という政党は、まさにそれに該当するのではないのでしょうか。

つい最近の事例を、あげてみましょう。自民党の伊吹文明元衆院議長は、1月30日に行われた派閥の会合で、新型コロナウイルスの感染拡大について、「緊急事態の一つの例で、憲法改正の大きな実験台と考えた方が、いいかもしれない」と述べましたが、この類の発言が、自民党議員の中から相次いでいるのです。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」によって対処できることは明らか。現に2月1日、新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」とする政令が施行され、万全の対策をとる道が開かれました。

災害時には、災害をダシにして緊急事態条項創設を煽り、今回は感染症の拡大をダシにして、緊急事態条項創設を煽る・・・どうも人々の不安を逆手にとって改憲を煽るのは、改憲依存症の自民党の常套手段のようです。卑劣ですね。

(深草憲法問題研究室主宰、九条の会. ひがしなだ共同代表)

犯罪被害補償を求める会

今年から社団法人として新展開

神戸ハーバーランドに新事務所開設

刑事犯罪に伴う被害者の救済に取り組んできた犯罪被害補償を求める会(藤本 護代表、姫路市)は、1月15日付で社団法人化し、神戸市中央区に新事務所を開設するなど、取り組みを強めています。日本では、凶悪犯罪が多発する中で、2005年に犯罪被害者等基本法が制定されたとはいえ、15年を経た今日でも、被害者を取り巻く環境は改善されておらず、憲法で保障された基本的人権、生活権が保障されるまでには至っていません。

そのため、補償を求める会では、国会や警察庁をはじめ関係方面への要請を強めるとともに、定款なども改正して、弁護士を含む役員の増員で、運営体制の強化を図っています。

その一環としての社団法人化であり、来る4月12日(日)には、新体制の披露も兼ねた大規模集会も開催して、世論に強く訴えていく考えです。

新事務所は、神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル3階 ハーバーランド文化村内。
連絡先は電話：080・3767・7862、Eメール：m-fujimoto@maia.eonet.ne.jp

「脱原発運動の成果と展望」

**原発現地の意識変化を実感
～若狭からの高橋記者の講演聴いて～**

今泉 修



「脱原発運動の成果と展望」と題する原発現地若狭からの報告～毎日新聞記者・高橋一隆さんの講演を聴いて、現地での意識変化を実感しました。

「さよなら原発神戸アクション」では、昨年末に姫路から大阪の関電本店まで約94kmを繋ぐリレーデモを共同企画するなど、脱原発の運動を積極的に推進していますが、若狭の原発立地に密着した取材を続けている高橋記者を神戸市勤労会館に招いた2月2日の講演会もまた、興味深いものでした。

高浜原発の先にある小集落・音海地区は、原発の運転期間を60年に延長することに反対する意見書を関電に提出し、意見表明のタテ看まで設置しました。原発立地では、どこも反対の声を上げることが難しかった中で、立地住民の意識が変わってきていることの表れだと言います。私も何度か原発反対現地デモに参加した経験から、デモに加わらなくとも温かく応援してくれる地元の方々は心に残っています。

高橋記者は講演で、原子力基本法こそ原子力の利用を政策として進める元凶と見て、今後の展望としては原子力基本法の廃止を目指すべきと語りました。

(未来の社会を考える仲間たち)

ハナ絵モンの思い

高齢・低所得の被災者を守ろう

関本（市川）英恵

阪神・淡路大震災の高齢・低所得被災者などが暮らす、借り上げ復興公営住宅の入居者4名に対し、大阪高裁で1月30日、「追い出し」容認判決が出されました。弁護団は「法律」と「居住福祉」を車の両輪のように重視していますが、裁判官の関心は「法律（公営住宅法）」の形式的な解釈に偏っています。そして、同法32条が「公営住宅の借上げの期間が満了するとき」（同条1項6号）に、入居者に対して明渡しを請求できる、と定めていることとともに、事前通知がこの明渡し請求の要件ではない、とする神戸市側の主張を、一面的に採用しています。一方で、コミュニティの形成等については「あくまでも事実上の利益」であり、「法がそれらの権利を直接保護の対象としているとまでは考えられない」と矮小化しています。



※判決報告集会（1月30日、大阪弁護士会館）

これは、憲法25条2項（国の社会的使命）や憲法13条（個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉）に反する、公営住宅法の誤った解釈だと思います。この「居住福祉」を完全に否定する判決は、裁判官の「転居先さえあれば良い」という考えによるもので、これらを克服していく運動が必要になっています。（「憲法の歌」作詞者、「しみん基金・KOBE」理事、「子どもの権利・神戸」運営委員）

中国人強制連行大阪・花岡国賠訴訟 2月4日、控訴棄却も「国の全面的関与」を認定

林 伯耀



戦時中に中国から強制連行され、秋田県の花岡（986人連行、419人死亡）や大阪の造船所・埠頭（他所からの転入者187人を含めて1400人余が連行、86人死亡）で過酷な労働を強いられたとして、2015年5月以来5年間、日本政府に対して大阪と花岡の中国人被害者ら21人が、共同して国に謝罪と賠償を求めてきた。その控訴審判決で大阪高裁は2月4日、去年1月の一審判決を支持し、原告の控訴を棄却した。

しかし、高裁判決は、「日本国政府の国策として政府関係機関の全面的関与の下で、本件被害者らを含む中国人労働者を、強制的に、又はその真意に基づかずに日本に移入し、各事業場で労働に従事させた」とする、一審判決の事実認定を全面的に維持した。さらに、「労働環境や処遇は大変劣悪なものであった。したがって、控訴人又はその父親らの被った精神的・肉体的苦痛は極めて大きなものであった」と述べている。国が一審、二審を通じて一切の事実認否をしないなかで、歴史的事実を直視したことは評価に値する。

しかし、国の法的責任については、2007年4月27日の西松建設最高裁判決で出された「サンフランシスコ条約枠組み論」（国交回復によって政府間及び民間の賠償請求は相互に放棄された、という解釈～これに対して中国政府は再三抗議している）を踏襲し、「1972年の日中共同声明によって中国人個人が日本に訴求する権利は失われている」と述べ、最高裁と安倍政権にすり寄る“忖度判決”となった。ただ、国側の論理のほころびについても言及しており、原告側は直ちに最高裁への上告手続きに入った。

（花岡平和友好基金運営委員）



私のひと言

核融合実験より自然エネルギーを

高橋武三

1月28日、神鋼石炭火力発電所差止民事訴訟（原告40名）の第6回口頭弁論期日が神戸地裁であり、正門前に集合した。その時、年配の男性が私たちが睨みつけ、何やら喚きながら裁判所へ入った。「原発に反対なんかするから、石炭が必要になるのじゃ！洋上原発もある！核融合炉の技術も持っている！」と。一瞬のことであったが、原発推進派だというのは分かった。

翌々日の神戸新聞に、三菱重工業神戸造船所二見工場で国際熱核融合実験炉（ITRE）の巨大コイル初号完成式の記事があった。日・EU・米・韓・印・中・露の共同計画だ。

「環境にやさしく」と紹介していたが、低放射能廃棄物は確実に出る。巨費が投じられて、実用化は怪しい。「第二のものじゅ」だ。神戸港からフランスに出荷される。巨額資金は自然エネルギーに振り向けるべきだ。記事で、阪神播磨地区は原子力が地場産業化していることを、改めて再認識させられた。



普通の人達こそ

公庄 れい

10年ほど前、夫の車事故の件で、私はそれまで無縁だった警察や検察の人達と接触した。そして、その人たちの誠実で暖かい対応に、この国に住む普通の人達、つまり私たち、この国に住む普通の人達への信頼を、確認させて貰ったようで、嬉しかった。

検察庁の古びた建物には、エレベーターが無かったし、東灘警察署の裏の粗末な建物には、扇風機が回っているだけだった。

保身に懸命な政治家達の姿を、日々テレビで見せつけられている私達は、この国に失望しがちになる。しかし、国の仕組みの末端で働いてくれている、無数の誠実な人達のおかげで、この国は存在しているのだ、ということ、実感させて頂いたのである。

(孫たちの将来を案じるお婆ちゃんの会)

催し案内

シンポジウム

延期

9条と自衛隊の関係をどう語ったらいいの?

日時：3月7日(土) 14:00~

場所：神戸市勤労会館多目的ホール

登壇者：片岡 隆(芦屋九条の会事務局長)

吉田維一(弁護士、兵庫県弁護士
9条の会)

柳澤協二(自衛隊を活かす会代表
元内閣官房副長官補)

林 吉永(国際地政学研究所事務局
長、元空将補)

主催：9条の心ネットワーク

自衛隊を活かす会

事前申込は不要ですが、人数把握の為、Fax
かメールで参加のご意向をご連絡ください。

Fax 078-361-9199

Eメール candycapcookie@gmail.com

安倍改憲 NO! 総がかり行動

「5・3兵庫憲法集会」プレ集会

日時：3月24日(火) 18:30~

場所：神戸市勤労会館7F大ホール

講師：高作正博さん(関西大学法学部教授)

「戦争の『際』が常態化する世界

—平和・人権・民主主義の現状と課題」

主催：戦争させない、9条壊すな!総がかり行動
兵庫県実行委員会

問合せ：中神戸法律事務所

☎078-341-3332

カンパの郵便振替口座

口座記号 00900-6

番号 217129

名義 九条の会. ひがしなだ



新型コロナウイルスの感染が世界で
拡大しています。このままの状態が続
けば「パンデミック」となるかも。
兵庫県はまだ感染者は出ていない
ようですが、「見つかっていないだけ」
という人もいます。「正しく恐れる」
ということも言われていますが、検
査・治療体制を早急に整備すること
を望むばかりです。

(N 生)

編集後記